なお、データのダウンロードにはパスワードが必要となりますので、データのダウンロードを希望する場合は下記メールアドレスに申請すること。

メールアドレス：

tokyo.toshokoufu@c-nexco.co.jp

入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、当社ホームページにて掲載する。

⑶　入札書の提出期間並びに提出場所及び方法

①　提出期間　入札公告の日から令和３年12月27日（月）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　上記⑴に郵送すること。（書留郵便に限る。）

⑷　開札の日時及び場所

①　日時　令和４年２月８日（火）午前10時00分

②　場所　上記⑴に記載する城山トラストタワー　７階の入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　本競争に参加を希望する者は、封印された入札書のほかに、競争に参加するために必要な証明書等（以下「証明書等」という。）を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、証明書等の内容に関する当社の照会について説明する義務を負うものとする。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要

本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札者に対する指示書を参照）

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断できる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、電気需給単位毎の契約制限価格の範囲内で入札を行った者のうち最低価格の入札金額（総価）で行う。落札者は電気需給単位毎に決定するものとし、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Yasuyuki Matsui, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

Electric power supply for 2 contracts

Quantity of the products is as follows :

①　The area of Yokohama Maintenance／Customer Service Center, Isehara Maintenance／Customer Service Center, Gotenba Maintenance／Customer Service Center, and Fuji Maintenance／Customer Service Center (Tokyo Electric Power Company area)

Estimated annual electric power consumption : about 58,400,000kWh／year (72 places)

②　The area of Fuji Maintenance／Customer Service Center (Chubu Electric Power Company area), Shizuoka Maintenance／Customer Service Center, and Hamamatsu Maintenance／Customer Service Center

Estimated annual electric power consumption : about 78,000,000kWh／year (74 places)

⑷　Delivery period : as in the tender documentation

⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :

①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures.

②　Have been qualified through the examination of the documents submitted.

Submit the following documents before the deadline.

1)　Copy of commercial registration

2)　Company profile

3)　Latest financial statements

4)　Copy of certificate of tax payment within three months.

③　Not be under suspension of registration by Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited from the deadline for submission of tender documents till the date of bid opening.

④　Not have capital relationship and／or personnel relationship with other bidders.

⑤　Have registered as an electricity retailer in accordance with Article 2—1—3 of the Electricity Utilities Industry Law.

⑥　Have sales results of supplying electricity as an electricity retail in the past.

⑹　Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 27 December 2021

⑺　Contact point for the notice : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 4—3—1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105—6011, Japan. TEL 03—5776—5600

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年11月４日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　前田　信弘

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量　羽田受電所ほかで使用する電気

①　羽田受電所　契約電力　166kW

２年間予定使用電力量　1,518,470kWh

②　羽田分室　契約電力　42kW

２年間予定使用電力量　301,369kWh

③　羽田補修基地　契約電力　107kW

２年間予定使用電力量　805,677kWh

④　常盤橋分室　契約電力　27kW

２年間予定使用電力量　147,012kWh

⑤　北上野営業所　契約電力　16kW

２年間予定使用電力量　150,399kWh

⑶　調達件名の特質等　仕様書による。

⑷　納入期間　令和４年４月１日０時00分から令和６年３月31日24時00分まで

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札は総価で行う。入札金額は、契約電力（500kW以上の施設の契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとし、500kW未満の施設の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）に対して入札者が設定する単価を予定契約電力（kW）に乗じて得た基本料金及び予定使用電力量に対して入札者が設定する単価をあらかじめ当局が別途提示する参考資料１の予定使用電力量（kWh）に乗じて得た従量料金をそれぞれ２年分合計した総和の金額を記載すること。ただし、入札金額には、発電に必要とする燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まないものとし、力率は85％にて算定する。また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めた入札金額とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　次の①又は②のいずれかの基準を満たす者であること。

①　電気事業法附則第２の規定に基づくみなし小売電気事業者であること。

②　電気事業法第２条の２の規定に基づく小売電気事業者として登録を受けた者で、過去に電気供給をおこなった実績を有する者であること。

⑶　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑷　登記事項証明書（現在事項証明書）又はその写し（証明年月日が資料提出日の３か月以内であること）、財務諸表類、未納税額のない納税証明書を提出できる者であること。